

学習の成果に係る評価の方針

(客観的な指標の算出方法)

学習の成果に係る評価の方針は「佐世保市立看護専門学校学則（平成9年4月10日規則第30号）」及び「佐世保市立看護専門学校学則に関する細則」において、以下のとおり定める。

■佐世保市立看護専門学校学則

(修了認定)

第10条 修了の認定は、学科試験と実習評価をもつて行う。認定の基準等については、別に規定を定める。

■佐世保市立看護専門学校学則に関する細則

(学科試験)

第8条 学則第10条に規定する学科試験については、次に定めるとおりとする。

- (1) 学科試験は、学期末又は講義終了後に行う。
- (2) 学科試験は、原則として講師毎に筆記、論文、レポート、口述及び実技等講師が適当と認めた方法で行う。
- (3) 学科試験の成績は、100点をもって満点とし60点以上を合格、60点未満を不合格とする。
- (4) 試験時間は、通常50分とする。
- (5) 受験者は試験中、次のことを守らなければならない。
 - イ 試験中は、開始後30分を経過しなければ退出することができない。
 - ロ 試験中に退出した者は、終了まで入室できない。
- (6) 試験中に不正があった場合は、戒告、停学又は退学等の処分となることがある。

(学科試験の評価)

第10条 学則第10条に規定する学科試験及び実習の成績は、次の4段階に分けて評価する。

評価	点数	評定
A	80点以上	合格
B	79点～70点	合格
C	69点～60点	合格
D	60点未満	不合格

(実習)

第13条 学則第10条に規定する実習については、次に定めるとおりとする。

- (1) 実習開始前までに定められた科目の単位を修得しなければ、実習を開始することはできない。
- (2) 実習は、定められた実習計画に従って履修する。
- (3) 欠席・欠課する場合は、担当教員に連絡しなければならない。
- (4) 実習期間中は、実習指導要綱に基づいて担当教員及び実習指導者の指導を受ける。
- (5) 基礎看護学実習の単位を修得しなければ、領域別実習を履修することはできない。
- (6) 実習科目の成績は、別に定める実習評価表に基づき評価する。